

○周南公立大学後援会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は周南公立大学後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務は、周南市学園台843-4-2 周南公立大学（総務課）に置く。

(目的)

第3条 本会は、周南公立大学の教育事業及び地域貢献活動を援助することを通して、大学の充実と発展に寄与し、併せて会員相互の連絡・親睦を図ることを目的とする。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員 周南公立大学在学生の保護者又は保証人とする。

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの。

(事務局)

第5条 本会に事務局を設け、その業務を周南公立大学に委託し、事務局長は総務部長が当たる。

第3章 業務

(業務)

第6条 本会は、その目的達成のため、次の各号の業務を行う。

(1) 地域別部会の開催

(2) 教育に関する講演会並びに地域貢献活動の開催

(3) 学生の校内外生活並びに部活動に対する支援

(4) 正会員及び学生に対する謝恩慶弔

(5) その他本会の目的達成のための必要事項

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

2 役員は、次の方法によって選出する。

(1) 会長及び副会長1名は、理事のうちから互選する。

- (2) 副会長 1 名は、周南公立大学副学長（教学担当）をもって充てる。
- (3) 理事は、正会員のうちから選出する。更に 2 名は、周南公立大学学生支援部長及び研究・地域・産学連携部長をもって充てる。
- (4) 監事は、正会員のうちから選出する。

3 本会に顧問をおくこととし、学長が就任する。

（役員の任期）

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

（役員の任務）

第 9 条 役員の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは内 1 名がその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の重要案件を評議する。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、その結果を役員会・総会に報告する。
- (5) 顧問は会長の相談に応ずる外、各種の会合に出席して意見を述べる事が出来る。

第 5 章 会議

（会議）

第 10 条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- （総会）

第 11 条 総会は定時総会及び臨時総会よりなり、定時総会は毎年新入生入学式当日これを開き、次の事項を審議。

- (1) 前年度の業務報告
- (2) 前年度の会計報告
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選任
- (5) 年度の事業に関する事項
- (6) 予算に関する事項
- (7) その他重要な事項

2 臨時総会は、緊急問題について審議する。

3 総会の議決は出席者全員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

（役員会）

第 12 条 役員会は必要によってこれを開く。

2 総会を招集することが困難と認めた場合には役員会をもって代行することができる。
この場合正会員全員に議事録を送付する。

3 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(招集・議長議決)

第13条 総会および役員会は、会長がこれを招集してその議長となる。

第6章 会計

(会費)

第14条 正会員は毎年度初めにその年度分の会費を次の各号のように納入するものとする。

(1) 入会金は7,000円とし、入学時納入する。

(2) 会費は年額7,000円を前期入学者は前期分授業料納入日までに、後期入学者は後期分授業料納入日までに納入する。

(収入)

第15条 本会の経費は入会金・会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

一旦納入した会費等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年3月16日より翌年3月15日までとする。

(監査)

第17条 決算書には監事監査の結果を付記し、且つこれに署名することを要す。

第7章 慶弔

(慶弔)

第18条 慶弔の適用を受けるものは正会員・賛助会員及び在学生とし、その慶弔に対し次の各号の区分により祝金・弔慰金・見舞金を贈与する。

(1) 結婚するとき祝金として10,000円を贈る。

(2) 弔慰金は香典10,000円および供花1対を贈る。

(3) 見舞金は原則として在学生のみを対象とし、傷病にかかったときに医師の診断書に基づき、2週間以上の入院を必要とする者に見舞金10,000円を贈る。

附則

本規約は令和4年4月1日より施行する。

附則

本規約は令和7年4月1日より施行する。